

かずさ水道広域連合企業団建設工事等契約事務取扱要綱

令和5年4月1日

改正 令和5年4月25日

改正 令和5年5月23日

改正 令和6年1月2日

(目的)

第1条 この要綱は、かずさ水道広域連合企業団における建設工事並びに建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量等の業務委託（以下「建設工事等」という。）並びに物品の購入又は借入れ、製造の請負（建設工事等に係るものを除く。）、印刷等の業務委託等（以下「物品等」という。）の発注に係る契約事務の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、合理的かつ適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「主務課長」とは、かずさ水道広域連合企業団組織規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規程第2号）第2条の規定により設置する課又は室の長であって、建設工事等又は物品等の発注に関する事務を所掌するものをいう。

(審査会)

第3条 経理課長は、建設工事等又は物品等の契約に係る指名競争入札を行う場合において、当該入札に参加できる者（以下「指名業者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめかずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）の選定を受けなければならない。

2 経理課長は、建設工事等又は物品等の契約において、1件の設計金額又は予定価格がかずさ水道広域連合企業団財務規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第4項に定める額を超えるものについて、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ審査会の審議を受けなければならない。ただし、事故又は災害等により緊急を要する場合は、この限りでない。

3 経理課長は、建設工事等又は物品等の契約において、1件の設計金額又は予定価格が財務規程第134条第4項に定める額を超えるものについて、事前公募方式による随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ審査会の審議を受けなければならない。

(指名業者の選定等)

第4条 主務課長は、前条の審査会の開催に際しては、あらかじめ指名業者選定調書（かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団訓令第7号）別記第1号様式）、随意契約協議書（別記第1号様式）又は事前公募方式による契約依頼書（かずさ水道広域連合企業団随意契約に伴う事前公募方式実施要領（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第17号）別記第1号様式）（建設工事の発注に係る指名業者の選定にあっては、併せて建設工事指名業者選定理由（別記第2号様式））を作成し、経理課長に提出しなければならない。

2 前項に規定する提出は、財務規程第85条又は財務規程第86条の決裁を受けなければならぬときは、当該決裁を受けた後でなければ、これを行うことができない。

3 第1項の指名業者選定調書等は、別に定める指名業者選定基準に基づいて作成するものとする。

（指名業者の指定等）

第5条 指名業者の指定等は、審査会の審議結果に基づき、経理課長が行うものとする。

2 経理課長は、指名業者の指定等をしたときは、前条第1項の規定に基づき主務課長が提出した当該指定等に係る指名業者選定調書等の写しを当該主務課長に送付するものとする。

（指名通知）

第6条 経理課長は、指名業者を指定したときは、指名通知書（別記第3号様式）により指名業者に通知するものとする。

（審査会等の審議の対象とならない建設工事等）

第7条 主務課長は、審査会又はかずさ水道広域連合企業団入札参加者資格委員会の審議の対象とならない建設工事等又は物品等の契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書によって、かずさ水道広域連合企業団処務規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規程第3号）第4条第1項に規定する決裁事項又は第5条第1項に規定する専決事項の区分（以下「決裁区分」という。）に応じ、広域連合企業長又は事務局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 工事名又は件名、場所、内容等
- (2) 予算科目及び予算額
- (3) 設計金額
- (4) 工期又は履行期限

(5) 契約方法及び根拠法令

2 前項の場合において、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その理由を前項の文書に記載しなければならない。

(現場説明等)

第8条 入札参加者を一堂に集めて行う現場説明（現場及び設計図書（仕様書、図面等をいう。）その他積算に必要な事項の説明をいう。以下同じ。）は、原則として行わないものとし、設計図書を作成し、及び現場等に関する特記事項その他積算に必要な事項等を記載した現場説明書を適宜作成して設計図書に添付することによりこれに代えるものとする。ただし、特に必要と認められるときは、この限りではない。

2 前項ただし書の場合においては、主務課長が、現場説明を入札参加者に対し個別に行うものとする。

3 経理課長は、入札参加者に対し契約条件その他別に定める入札約款及び契約書案を提示しなければならない。

(入札の執行)

第9条 入札は、経理課長又は経理課長が指名する職員が執行するものとする。

2 入札は、別に定める入札約款に基づいて行わなければならない。

3 経理課長は、入札を行う場合においては、必要に応じて主務課長又は主務課長が指名する職員（以下「立会人」という。）を当該入札に立ち会わせるものとする。

4 入札結果は、開札調書（別記第4号様式）に記載して整理しなければならない。

(開札の方法)

第10条 前条第1項の規定により入札を執行する者（以下「入札の執行者」という。）は、開札に当たっては落札者及びその金額を読み上げなければならない。ただし、電子入札の場合は電子調達システムにより通知するものとする。

2 入札の執行者は、再度入札を行う場合においては、前入札における最低入札金額を読み上げなければならない。

(入札不調に伴う措置)

第11条 再度入札の結果においても落札者がないときは、入札の執行者は、立会人の意見を聞き、最低入札者（最低入札者から見積りを徴することができないときは、他の入札者のうちの最低入札者）から見積りを徴することができる。

2 契約の相手方が決定しないときは、経理課長は主務課長と協議し、設計内容等を検討の上、指名替え、設計変更その他の再び入札に付するための必要な措置を講ずるものとする。

(予定価格)

第12条 予定価格は、予定価格調書（別記第5号様式）により、広域連合企業長又は事務局長若しくは主務課長が、決裁区分に応じ、作成するものとする。

2 前項の規定により作成した予定価格調書は、開札まで閉封して保管しなければならない。

(見積期間)

第13条 建設工事等の見積期間は次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 予定価格が500万円未満の建設工事等については、1日以上
- (2) 予定価格が500万円以上、5,000万円未満の建設工事等については、10日以上
- (3) 予定価格が5,000万円以上の建設工事等については、15日以上

2 見積期間の起算日は、設計図書等の閲覧又は交付を開始した日とし、見積期間には、起算日を含まないものとする。

3 見積期間は、原則として、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに一般に夏期及び年末年始の休暇に当たる期間を除いた期間とする。

(随意契約による場合の準用)

第14条 第8条から第12条までの規定は、随意契約の場合に準用する。

(契約の締結)

第15条 契約の相手方を決定したときは、経理課長は、速やかに契約を締結しなければならない。

(受注者提出書類)

第16条 受注者が建設工事等に着手したときは、主務課長は、受注者に遅滞なく別に定める受注者提出書類を提出させるものとする。ただし、予定価格が財務規程第134条第4項に定める額を超えない契約については、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第17条 建設工事等及び物品等の契約における目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任（次項において「契約不適合責任」とい

う。) を負うべき期間は、2年とする。ただし、設備機器本体等については、1年とする。

- 2 工事の種類、性格等により、契約不適合責任を負うべき期間が前項の規定によることが適切でないと認められるときは、当該期間を別に定めることができる。

(追加契約)

第18条 契約を締結し、受注者が既に施行中の建設工事等又は物品等に係る契約（以下「当初契約」という。）について、新たな建設工事等又は物品等を契約変更により追加させができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 追加して発注しようとする建設工事等又は物品等に係る契約（以下「追加契約」という。）の設計を当初契約の設計と分離して行うことが不適当であるとき。
- (2) その他契約変更により行うことが特に必要であると認められるとき。
- 2 前項各号に定める場合を除き、追加契約に係る契約の締結は、当初契約と別途に行うものとする。

(設計内容等の変更)

第19条 主務課長は、設計内容、工期の延長等の変更をしたときは、速やかにその旨を経理課長に報告しなければならない。

(変更契約の締結)

第20条 経理課長は、前条の報告を受けたときは、別記第6号様式により速やかに変更契約を締結しなければならない。

(契約台帳の整備)

第21条 経理課長は、建設工事等及び物品等の契約状況を把握するため、契約台帳を整備しておかなければならぬ。

(秘密の保持)

第22条 建設工事等及び物品等に関する事務及び建設工事等及び物品等の契約に関する事務に携わる者は、業者の指名、予定価格等に関し、職務上知り得た秘密を守らなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等及び物品等の契約事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、かずさ水道広域連合企業団建設工事等契約事務取扱要綱（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第19号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年4月25日改正）

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

附 則（令和5年5月23日改正）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月1日改正）

この要綱は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第4条第1項)

(その1)工事用

随意契約協議書

		審査会開催日	年　月　日	
主務課名				
工事番号		工事名		
工事場所			工期	年　月～　年　月
予算金額	円		工種	
基準等級	等級			
工事の概要				
既発注工事との関係				
発注予定業者	商号又は名称		地域区分	所在地(市町村名)
				()
	等級	客観点数		
随意契約理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第　　号該当			
備考				

- 1 この様式は、工事を随意契約により執行する場合に使用する。
- 2 地域区分は「市内」、「準市内」、「県内」、「県外」の別を記入する。
- 3 電話番号及びFAX番号は指名通知先のものを記入すること。なお、指名通知先が本店以外の場合は、当該支店等の所在地(市町村名)を上段()内に併記すること。

(その2)その他用

隨 意 契 約 協 議 書

		審査会開催日	年 月 日	
主務課名				
委託番号等		件 名		
場 所			履行期間 又は期限	
予算金額	円	種別	測量等・物品・委託	
業務等の概要				
既発注業務等 との関係				
発注予定業者	商号又は名称	地域区分	所在地(市町村名)	電話・FAX番号
				()
	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第 号該当			
随意契約理由				
備考				

- 1 この様式は、業務委託、物品購入等を随意契約により執行する場合に使用する。
- 2 地域区分は「市内」、「準市内」、「県内」、「県外」の別を記入する。
- 3 電話番号及びFAX番号は指名通知先のものを記入すること。なお、指名通知先が本店以外の場合は、当該支店等の所在地(市町村名)を上段()内に併記すること。

第2号様式（第4条第1項）

建設工事指名業者選定理由

- 1 発注担当部署名 _____
 2 指名審査会開催年月日 _____
 3 工事の名称 _____
 4 工事の場所 _____
 5 入札年月日 _____

指名業者選定基準	評価項目	評価
(1) 等級別発注基準		
(2) 発注基準に対する特例		
(3) 指名業者数		
(4) 選定上の留意事項		
①工事成績		
②当該工事に対する地理的条件		
③手持ち工事の状況		
④当該工事施工についての技術的適性		
⑤安全管理の状況		
⑥労働福祉の状況		
⑦その他		

(指名理由の公表様式の記載方法)

1 評価项目的記入方法

指名業者の選定に当たり、建設工事等指名業者選定基準(以下「選定基準」という。)により評価した項目について、評価項目の欄に○印を付けること。

なお、(1)又は(2)及び(3)については必ず○印を付けることとし、(4)については特に留意した事項に○印を付けること。

2 評価欄の記入方法(評価項目欄に○印を付けた項目について記入する。)

- (1) 選定基準第2条に定める等級別発注基準のとおりに指名業者を選定した場合、その業者の等級を記入すること。
- (2) 選定基準第3条第1項又は第3項等の特例を適用した場合、その業者の等級及び基準等級を記入すること。
- (3) 選定基準第5条の規定により選定した発注金額等に応じた指名業者数及び基準業者数を記入すること。
- (4) 留意事項の記入方法の例示
 - ①工事成績が特に優良等として選定した場合
 - (例)工事成績が優良、優良工事の表彰者 等
 - ②特に地理的条件を考慮して選定した場合
 - ③手持ち工事又は指名回数の少ない業者を指名した場合
 - (例)受注状況を勘案、指名状況を勘案 等
 - ④特に技術的適性を考慮して選定した場合
 - (例)同種工事又は類似工事の施工実績があること、当該機器の自社製作が可能のこと、当該工事と同程度の施工管理・品質管理等の技術水準が必要な施工実績があること、当該工事と同等と認められる作業条件下での施工実績があること、管理技術者・主任技術者の配置可能のこと 等
 - ⑤安全管理の状況が特に優良として選定した場合
 - (例)安全管理の状況が優良 等
 - ⑥労働福祉の状況が特に優良として選定した場合
 - (例)労働福祉の状況が優良 等
 - ⑦上記以外の事項(経営事項、経営状況、機会均等、営業実績等)を考慮して選定した場合は、その旨を記入すること。

第3号様式(第6条第1項)

年　月　日

様

かづさ水道広域連合企業団

広域連合企業長

印

指名通知書

下記により入札を行いますので、希望があれば参加されるよう通知します。

記

- 1 件　　名
- 2 場　　所
- 3 契約条項等を示す日時及び場所
 - (1)総 覧 期 間
 - (2)場　　所
- 4 入札書提出の日時及び提出方法
 - (1)日　　時
 - (2)提出方法
- 5 入札書の開札予定日時及び場所
 - (1)日　　時
 - (2)場　　所
- 6 入札保証金
- 7 入札予定価格
- 8 最低制限価格
- 9 入札回数
- 10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約の場合を除き、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

- 11 契約条件等
 - (1)履行期間(期限)
 - (2)契約保証金
 - (3)支払条件　前払金
　　　　　　　中間前払金
　　　　　　　部分払
 - (4)そ　の　他
- 12 設計図書の貸出(CD-Rによる)
入札参加者には、設計図書(設計書、図面及び仕様書)をCD-Rにより貸与しますので、入札日までに返却してください。

- 13 設計図書等に対する質問
設計図書に対する質問がある場合は、次により経理課長あてに書面で提出してください(ファクシミリも可)。
 - (1)提出期限
 - (2)提出先
 - (3)回答日

14 入札に関する注意事項

入札は、本通知書に定めるものほか、かずさ水道広域連合企業団入札約款、関係規程により執行しますので、熟読の上、入札に参加してください。

なお、入札に際しては、特に次の事項に留意してください。

- (1)
- (2)
- (3)
- ()
- ()

〒292-0834

木更津市潮見2丁目8番地

問い合わせ先 かずさ水道広域連合企業団 経理課

担当者

電話

FAX

注 本様式による指名通知文書は、記載例を示すので、実際に作成する場合は、対象業務ごとに必要な事項を記載する。

第4号様式(第9条第4項)

開札調書

入札結果は、下記のとおりです。

1. 入札執行日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
2. 件名		
3. 場所		
4. 落札者 (契約の相手方)		
5. 落札価格 (契約金額)	円(うち消費税相当額)	円)
6. 予定価格	円(入札書比較価格)	円)
7. 最低制限価格	円(入札書比較価格)	円)

(注) 入札金額は、入札者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額であり、()内は最低制限価格を下回る入札金額である。

*この様式によりがたいものについては、この様式に準じて作成することができる。

第5号様式（第12条第1項）

予 定 價 格 調 書

年 月 日

契約の種類										
工事等名										
工事等の場所										
設計金額等							円	消費税及び地方消費税抜きの設計金額等		
							円	消費税及び地方消費税相当額		

上記の入札（見積）に係る予定価格を、次のとおり定める。

予定価格

金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札書比較価格（消費税及び地方消費税抜きの予定価格）

金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

最低制限価格

金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札書比較価格（消費税及び地方消費税抜きの最低制限価格）

金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

調査基準価格

金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札書比較価格（消費税及び地方消費税抜きの調査基準価格）

金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

価格失格判定基準価格

金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札書比較価格（消費税及び地方消費税抜きの価格失格判定基準価格）

金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

作成者 職 氏名 印

備考 この様式によりがたいものについては、この様式に準じて作成することができる。

第6号様式(第20条)

(その1)工事用

建設工事請負変更契約書(変更回目)

工事名													
工事場所													
工事内容	別添設計図書のとおり												
工期	当初	年月日から			年月日まで								
	変更回目	年月日から			年月日まで								
請負代金	当初	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)			円)								
	変更回目	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)			円)								
部分払	当初												
	変更回目												
その他の													
契約保証金													

年月日発注者かずさ水道広域連合企業団と受注者

との間に締結した請負契約の内容の一部を上記のとおり変更し、その証として本契約が書面による場合は本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を原契約書とともに保有し、本契約が電子契約による場合は本書を電磁的記録により作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

なお、本契約が電子契約による場合は電子署名の措置を行った日にかかるらず、本契約書に定める契約締結日より効力を有するものとする。

年月日

住 所	
発注者	
氏 名	印

住 所	
受注者	
氏 名	印

(その2)その他用
業務委託変更契約書(変更回目)

件 名									
場 所									
委 託 内 容		別添設計図書のとおり							
履行期間 又は履行 期限	当 初	年	月	日	から	年	月	日	まで
	変 更 回目	年	月	日	から	年	月	日	まで
業務委託 料	当 初	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額					円)		
	変 更 回目	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額					円)		
部分払	当 初								
	変 更 回目								
そ の 他									
契 約 保 証 金									

年 月 日発注者かずさ水道広域連合企業団と受注者

との間に締結した委託契約の内容の一部を上記のとおり変更し、その証としてこの契約が書面による場合は本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を原契約書とともに保有し、この契約が電子契約による場合は本書を電磁的記録により作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

なお、本契約が電子契約による場合は電子署名の措置を行った日にかかわらず、本契約書に定める契約締結日より効力を有するものとする。

年 月 日

住 所
発注者 氏 名 印

住 所
受注者 氏 名 印